

下 総 第 1 1 号
令和5年(2023年)1月18日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様
同 秋 森 和 也 様
同 福 田 幸 博 様
同 香 川 昌 則 様

下関市長 前 田 晋太郎

出資団体監査及び随時監査の結果に関する報告に係る措置の通知
について

令和3年12月9日付け監査報告第20号により提出のありました出資団体
監査及び随時監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指
摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自
治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

〔 総務部総務課 〕

出資団体（公立大学法人下関市立大学）に関する事項

〔指摘事項〕

(1) 契約事務において、以下の不適切な事項が見受けられた。適正に事務処理されたい。

ア 前回監査の指摘事項でもあるが、「構内清掃業務」及び「学内・学外草刈業務」において、委託契約書等に規定されている工程管理に係る「業務実施計画表」、「現場責任者届」等の提出を受けておらず、これらの承認の手続を行っていなかった。

なお、平成30年度に実施した前回監査の指摘事項に対する令和元年9月5日付けの市長からの改善措置通知においては、業務実施計画表等の承認手続が行われ改善されたと報告を受けていた。

また、「夜間警備業務」及び「消防用設備、防排煙設備保守点検及び防災管理点検業務」についても委託契約書等に規定されている業務実施計画表等の提出を受けておらず、これらの承認の手続を行っていないことが新たに判明した。

イ 厚生・学友会館エレベーター保守点検業務において、仕様書に再委託の禁止又は制限及びその承認に関する記載があるが、契約書には全部の再委託を許可する記載があり仕様書と契約書の記載内容に不整合があった。契約内容に疑義を生じる原因となるため、契約書の作成に当たっては仕様書の内容を正確に記載されたい。

ウ 自家用電気工作物保安管理業務委託において、委託契約書に編てつされている仕様書について契約書に当該仕様書に関する記載がなく仕様書の有効性に疑義があった。契約書は合意事項を明らかにする重要な書類であるため、契約書の内容に不備がないか十分に確認を行い、適正な契約事務を行われたい。

（改善措置状況）

(1) 次のとおり改善措置状況を報告する。

ア 平成30年度に実施された監査の指摘以降、承認の手続は漏れなく実施していたが、担当者が代わった際の業務の引継ぎに漏れがあったため、当該契約に係る承認手続を行っていなかった。

これを解消するため、契約書の記載事項及び契約締結に必要な書類等を確認するためのチェックシートを作成し、複数回（契約締結時、

契約締結後及び検収時)、複数人(担当者及び課長)で確認することとした。

また、担当者が代わった際は、引継ぎを漏れなく実施し、仕様書又は契約書の記載事項等の確認に普段以上の注意を払い、必要な手続に遺漏がないよう努めることとした。

イ 契約書と仕様書の記載内容を正しく理解し、仕様書の記載内容が契約書の記載内容と矛盾していないかのチェックが正確にできておらず、契約書と仕様書の記載内容に不整合が生じてしまった。

この度の指摘を受け、契約書(請書)に必要な事項(再委託の可否、やむを得ず再委託を認める場合の事前申請、当該申請に係る承認の手続等)が記載されているかどうか、また、契約書(請書)と仕様書の記載内容に不整合が生じていないか等をチェックシートを用いて確認することとした。

ウ 契約書の記載内容について、不備がないかの確認が十分にできておらず、契約書において仕様書に関する記載が漏れていた。この度の指摘を受け、チェックシートを用い、契約書への記載漏れを含め内容に不備がないか等を確認することとした。

[指摘事項]

(2) 固定資産(工具器具備品)の管理事務において、廃棄に係る事務手続が確認できず、結果として固定資産台帳に記載されたままとなっているものが見受けられた。各固定資産の現況を台帳と照合するなど、確認作業を行い、公立大学法人下関市立大学固定資産管理規程に基づき、適正な財産管理を行いたい。

(改善措置状況)

(2) この度の指摘を受け、公立大学法人下関市立大学固定資産管理規程に基づき、管理物品の状況を明らかにし、本学の資産を正確に把握するため、令和3年12月20日付けで各使用責任者に実査の依頼を行った。各使用責任者より報告を受けた後、固定資産台帳の整理を行い、次年度以降の財務諸表等に反映する予定である。また、今後、資産の廃棄等行う場合は「固定資産処分報告書」の提出をもって固定資産台帳を整理することとし、公立大学法人下関市立大学固定資産管理規程に基づき毎年度実査を行うこととした。

[指摘事項]

(3) ガス事業者所有の都市ガス整圧器及びガス導管の設置に係るガス整圧器室の貸付許可及び使用料の減免において、公立大学法人下関市立大学固定資産使用料の減免及び還付に関する規程第4条第2号「市内の公共的な団体が、

公共の利益の用に供するとき」を用い、下関市立大学への都市ガス供給のためを理由に減免としているが、ガス事業者は公共的な団体ではないため減免の理由としては不適當であった。また、減免する際に使用料の算定もしていなかった。

なお、当該申請に係る物件については、その一部が大学外の住宅へのガスの供給に使われている。このことも踏まえて、当該貸付に伴う使用料の減免の是非を再検討の上、適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

(3) 本学に設置されているガスを使用するための施設は、「本学へのガス供給」と「大学外の住宅へのガスの供給」の両方の役割を担っている。本来は、「大学外の住宅へのガスの供給」に係る部分については、使用料を算定し、ガス事業者から当該使用料を徴収すべきであった。しかしながら、当時、当該施設の「大学外の住宅へのガスの供給」に係る部分は、公立大学法人下関市立大学固定資産使用料の減免及び還付に関する規程第4条第2号「市内の公共的な団体が、公共の利益の用に供するとき」を適用し、減免の対象となっていた。「大学外の住宅へのガスの供給」に係る部分に関しては、本学の公立大学法人下関市立大学固定資産貸付規程に則り使用料を徴収すべきであるので、令和3年度許可分については訂正の上、使用料を徴収した。令和4年度以降も適切に使用料を徴収する。

以上